

人権週間について

第二次世界大戦では多くの一般市民も戦争の巻き添えになり、世界中で5,600万人を超えるともいわれる人々の命が奪われたとされています。また、この戦争においては、人権の無視や軽視により、良心を踏みにじる野蛮な行為が繰りかえされました。このため、国際連合は、この反省に立ち、平和の実現のためには人権の保障が必要であり、平和の実現なくして人権も保障されないとの考え方のもとに、基本的人権尊重の普遍的な原則を定めた「世界人権宣言」を1948年12月10日に採択しました。

「世界人権宣言」は、すべての人々やすべての国が達成すべき人権についての基準を定めたもので、強制力はもちませんが、国際連合がその後に制定した多くの条約や各国の憲法などにその精神が生かされるなど、世界の人々や各国に大きな影響をおよぼしています。

また、1994年には、こうした第二次世界大戦後の国際連合の人権を保障し確立する活動の集大成、そして今後の行動計画として、「人権教育のための国連10年」(1995年から2004年)が決議され、人権という普遍的文化を世界のすべての地域や社会に確立しようとする取組が、現在も国連「人権教育のための世界計画」として各国で続けられています。

日本では、毎年12月4日から12月10日までの一週間を「人権週間」と定め、「世界人権宣言」の意義を訴えるとともに、人権意識の高揚を図る活動が展開されています。こうした趣旨の元に、宇陀市においても、平和と人権について市民一体となって考えていただくため、毎年12月に「平和と人権を考える集い」を開催しています。【詳細については裏面をご覧ください】

一人ひとりの違いを認め、お互いの人権を尊重することで、すべての人の人権を守る。そういう社会をみんなの行動で築いていきましょう。